

## 二宮町介護保険条例の一部を改正する条例の新旧対照表

改正後	改正前
<p>(保険料率)</p> <p>第4条 <u>令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者（介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第9条第1号に規定する者をいう。以下同じ。）の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) <u>令第39条第1項第1号に掲げる者 28,200円</u></p> <p>(2) <u>令第39条第1項第2号に掲げる者 42,300円</u></p> <p>(3) <u>令第39条第1項第3号に掲げる者 42,300円</u></p> <p>(4) <u>令第39条第1項第4号に掲げる者 50,760円</u></p> <p>(5) <u>令第39条第1項第5号に掲げる者 56,400円</u></p> <p>(6) <u>次のいずれかに該当する者 67,680円</u></p> <p>ア <u>地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）が120万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</u></p> <p>イ <u>生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者（以下「要保護者」という。）であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ又は第12号イに該当する者を除く。）</u></p> <p>(7) <u>次のいずれかに該当する者 73,320円</u></p> <p>ア <u>合計所得金額が210万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</u></p> <p>イ <u>要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ又は第12号イに該当する者を除く。）</u></p>	<p>(保険料率)</p> <p>第4条 <u>平成30年度から令和2年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者（介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第9条第1号に規定する者をいう。以下同じ。）の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) <u>令第39条第1項第1号に掲げる者 26,700円</u></p> <p>(2) <u>令第39条第1項第2号に掲げる者 40,050円</u></p> <p>(3) <u>令第39条第1項第3号に掲げる者 40,050円</u></p> <p>(4) <u>令第39条第1項第4号に掲げる者 48,060円</u></p> <p>(5) <u>令第39条第1項第5号に掲げる者 53,400円</u></p> <p>(6) <u>令第39条第1項第6号に掲げる者 64,080円</u></p> <p>(7) <u>令第39条第1項第7号に掲げる者 69,420円</u></p>

改正後	改正前
<p>(8) 次のいずれかに該当する者 84,600円</p> <p>ア 合計所得金額が320万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第10号イ、第11号イ又は第12号イに該当する者を除く。）</p> <p>(9) 次のいずれかに該当する者 95,880円</p> <p>ア 合計所得金額が400万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第11号イ又は第12号イに該当する者を除く。）</p> <p>(10) 次のいずれかに該当する者 107,160円</p> <p>ア 合計所得金額が500万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ又は第12号イに該当する者を除く。）</p> <p>(11) 次のいずれかに該当する者 112,800円</p> <p>ア 合計所得金額が700万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）</p> <p>(12) 次のいずれかに該当する者 118,440円</p> <p>ア 合計所得金額が1,000万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。））</p>	<p>(8) 令第39条第1項第8号に掲げる者 80,100円</p> <p>(9) 令第39条第1項第9号に掲げる者 90,780円</p> <p>(10) 令第39条第1項第10号に掲げる者 101,460円</p>

改正後	改正前
<p>(13) <u>前各号のいずれにも該当しない者 124,080円</u></p> <p>2 <u>前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、16,920円とする。</u></p> <p>3 <u>前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「16,920円」を「28,200円」と読み替えるものとする。</u></p> <p>4 <u>第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「16,920円」を「39,480円」と読み替えるものとする。</u></p> <p>附 則</p>	<p>2 <u>平成30年度から令和2年度までの令第39条第1項第6号イの市町村の定める額は120万円とする。</u></p> <p>3 <u>平成30年度から令和2年度までの令第39条第1項第7号イの市町村の定める額は200万円とする。</u></p> <p>4 <u>平成30年度から令和2年度までの令第39条第1項第8号イの市町村の定める額は300万円とする。</u></p> <p>5 <u>平成30年度から令和2年度までの令第39条第1項第9号イの市町村の定める額は400万円とする。</u></p> <p>6 <u>第1項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和2年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、16,020円とする。</u></p> <p>7 <u>前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和2年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「16,020円」を「26,700円」と読み替えるものとする。</u></p> <p>8 <u>第6項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和2年度における保険料率について準用する。この場合において、第6項中「16,020円」を「37,380円」と読み替えるものとする。</u></p> <p>附 則</p>
<p><u>(令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例)</u></p> <p>第8条 <u>第1号被保険者のうち、令和2年の合計所得金額に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度における保険料率の算定についての第4条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア及び第12号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額（当該額が零を下回る場合に</u></p>	

改正後	改正前
<p>は、零とする。)によるものとし、<u>租税特別措置法</u>とする。</p> <p><u>2 前項の規定は、令和4年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和3年」と読み替えるものとする。</u></p> <p><u>3 第1項の規定は、令和5年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和4年」と読み替えるものとする。</u></p>	